

## 第 1013 回教育委員会 会議録

平成 27 年 7 月 10 日

14:00～14:45

### ①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1013 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

### ③会期の決定

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<長南委員長> 議事に先立ち、報告があります。

(1) 「山形県立学校における平成28年度使用教科用図書について」、  
高校教育課長と義務教育課特別支援教育室長より報告願います。

<高校教育課長> はい。それでは平成28年度使用教科用図書について御報告させていただきます。資料は報告 1-1 から 1-8 までとなっております。

それではまず、報告 1-1「教科書が使用されるまでの基本的な流れ」の資料を御覧ください。基本的な流れにつきましては、教科書の発行者により編集された教科書が、検定、採択等の手続きを経て、児童生徒に使用されるまでの経緯を示しております。採択されました教科書の需要数は文部科学大臣に報告され、文部科学大臣はその報告された需要数の集計結果に基づきまして、各教科書の発行者に対して、発行すべき教科書の種類及び部数を指示いたします。この指示を承諾した発行者が教科書を製造し、その後、教科書供給業者へ依頼して各学校へ供給、児童生徒の手に渡り使用されるという段階を経ていくこととなります。

続きまして、2の教科書の採択についてです。使用される教科書採択の権限についてですが、公立学校については所管の教育委員会に、国立や私立の学校については校長にその権限がございます。県立学校の平成28年度教科用図書採択に関する基本方針につきましては、その下にありますように、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択するとしており

ます。県立中学校におきましては、開校前となりますので、校長を開校準備委員会の委員長と読み替えて選定を行います。具体的には、教育次長がその任にあっております。

続きまして次のページ、報告1-2を御覧ください。こちらは「平成28年度使用教科用図書採択までの流れ」となっております。8月の定例教育委員会に平成28年度使用教科用図書の採択について付議する予定ですが、そのために教育委員会事務局及び各学校において、資料のとおり教科書の選定作業を進めております。現在は県立高校で使用する教科書の教科書審査会を実施しているところでございます。なお、特別支援学校で使用する教科書については事務局の方で教科書審査会を行っており、後ほど御報告いたします。

また、来年度開校する県立中学校の教科書の採択の流れについては、次のページ報告1-3を御覧ください。中学校の教科書につきましては、四年に一度検定が行われます。今年は、平成26年度に検定を経た教科書の中から、平成28年度から4年間継続して使用する教科書を採択する年度となっております。今年度は開校前でありますので、教育委員会事務局内に調査委員会を設置し、資料のとおり選定作業を進めております。なお、開校後は県立高校と同様、校内に教科用図書選定委員会を設置し、選定を行うこととなります。

続いて次のページ、報告1-4「平成26年度に検定を経た教科用図書について」を御覧ください。平成26年度に新たに検定を合格した高等学校用の教科書は報告1-7にある1点のみでございます。また、中学校用の教科書については104点ということになります。また、県立高校が選定した全ての教科書の一覧及び各校の選定の観点、各教科書の選定理由を記載した教科書選定理由書は、次回8月の定例教育委員会で御覧いただく予定としておりますので、どうぞよろしく御覧いただきます。

<特別支援教育室長>

それでは、報告1-8を御覧ください。県立特別支援学校につきましても、概ねの時間軸は県立高等学校と同じとなっております。今回は特別支援学校で使用する教科書の種類について御報告させていただきたいと思っております。

県立特別支援学校で使用する教科書については3種類ございます。まず1つめ、文部科学省検定済教科書。これは、例えば盲学校、聾学校で知的に問題のない子どもさんが使用する教科書になり、一般の小中学校及び高等学校で使用する教科書と同じものになります。

2の文部科学省著作教科書の(1)特別支援学校視覚障害者用[点字版]は検定済教科書を点字訳したものです。(2)特別支援学校聴覚障害者用教科書は、音や言葉の聞こえにくさに配慮して作成され、発音や言葉の使い方を丁寧に指導するものです。(3)特別支援学校知的障害者用教科書は星印本と呼ばれ、星の数が増えるほど難易度が上がっていく、高度なものになっていくというものです。

3の一般図書(特別支援学校・特別支援学級用)は、児童生徒の障がいの状態に応じ、検定済教科書や著作教科書では十分に対応できない場合に使用することができます。(2)の点字版教科書は「地図」と2の

文部科学省著作教科書にある点字版以外の教科が該当します。(3)の拡大教科書は弱視の児童生徒が使用する教科書で、検定済教科書の文字等を拡大しているものになり、山形盲学校において使用されています。

義務教育諸学校、特別支援学校の小学部、中学部につきましては、8月31日までに採択することとなっております。県立特別支援学校の平成28年度使用教科用図書につきましては、8月の定例教育委員会での付議に向けて現在手続きを進めております。その際に、各特別支援学校が採択した全ての教科書の一覧、選定の観点及び各教科書の選定理由を記載した教科書選定理由書を御覧いただく予定ですので、どうぞよろしくお願いたします。

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、これより議事に入ります。

#### ⑤議 事

<長南委員長> 議第1号及び議第2号は人事に関する案件となりますので、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第1号及び議第2号は秘密会にて審議 》

#### ⑥閉 会

<長南委員長> これで、第1013回教育委員会を閉会いたします。